

森林づくり活動や森林環境教育等の活動に対し、 親林交流指導員(通称:森の案内人)を派遣します (講師の派遣経費は無料です。)

森の案内人とは、
森に関する専門知識や森林体験活動等の経験を有する専門家です。
(森林インストラクター・自然観察指導員等)

派遣対象の団体・活動

県内の団体が主催する森林づくり活動や森林環境教育等の活動で、次の要件を満たすものとなります。

- (1) 市町、保育・幼稚園、小中高等学校、放課後児童クラブ、子ども会、CSO団体
(自治会、ボランティア団体、NPO法人等の各種団体) 及び民間企業
- (2) 参加者が概ね10名以上
- (3) 活動時間が概ね2時間以上

①営利を目的とする活動や、②自治体等からの補助金等を受けた活動は対象外となります。

②の活動については、森の案内人の紹介斡旋を行います。

活動の主な内容

- 森林づくり活動
(植樹、枝打ち、間伐(切捨・搬出)、竹林整備)
- 森林環境教育
(森林の話・学習、木工教室、炭焼き教室、野外ゲーム、ネイチャークラフト、樹木・野草・きのこ観察など)
- その他の活動
(樹木・草花の手入れ、竹細工、木の実の工作、こけ玉づくり、緑のカーテンなど)

森林の話・学習

炭焼き教室

植樹指導

木の実の工作

竹細工
(竹笛づくり)

派遣の申込方法

活動予定日の20日前までに、下記の申込先に「派遣依頼書」を提出してください。
派遣依頼書等の様式は、<http://sagamidorinokikinn.com/>からダウンロードしてください。

お問い合わせ・申込先

(公財)さが緑の基金 緑化相談室
〒840-0212 佐賀市大和町池上 3408 (佐賀県林業試験場内)
TEL 0952-37-9899 FAX 0952-37-9895
(E-mail) midorijimukyoku003@cronos.ocn.ne.jp

「森の案内人」派遣の流れ



1 派遣依頼申込

- 1 親林交流指導員派遣依頼書(様式第1号)により活動予定日の20日前までに提出してください。
(ただし、指導員の内諾を得ている場合には2週間前まで)

2 派遣決定通知

- 2 親林交流指導員等派遣決定通知書(様式第2号)により、森の案内人(氏名、連絡先、人員)をお知らせします。(必要に応じ指導補助員も派遣します。)

3 活動内容の打合せ

- 3 森の案内人と活動等の打合せをしてください。(現地又は電話等)
・氏名、人員、補助員の有無や活動に必要な資材等の確認をしてください。

4 活動準備

- 4 森の案内人の指示に従い資材等の準備をしてください。
・活動に必要な資材や保険等は依頼者で負担してください。

5 活動実施

- 5 活動当日は、事故等が無いように十分に注意し実施してください。

6 活動報告

- 6 活動終了後2週間以内に、親林交流指導員派遣事業実施報告書(様式第4号)を提出してください。
◎実施状況写真(3枚程度)、実施状況が確認出来る資料(日程表、パンフ等)を添付してください。

